

「SoftBank 光サービス規約」新旧対照表

改定前 (2024年7月1日付)	改定後 (2025年1月16日付)
<p>第4章 料金等の支払</p> <p>第18条 (料金等)</p> <p>9. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める事務手数料を加算して料金等を請求いたします。</p>	<p>第4章 料金等の支払</p> <p>第18条 (料金等)</p> <p>9. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める請求書発行手数料および払込処理手数料を加算して料金等を請求いたします。</p>
<p>第20条の2 (会員以外の者による料金等の支払い)</p> <p>3. 前項の規定により、会員に対して料金等の支払いを請求する場合、料金等の支払いに関する払込票を発行することがあります。この場合において、会員は、別途定める事務手数料の支払いを要します。</p>	<p>第20条の2 (会員以外の者による料金等の支払い)</p> <p>3. 前項の規定により、会員に対して料金等の支払いを請求する場合、料金等の支払いに関する払込票を発行することがあります。この場合において、会員は、別途定める請求書発行手数料および払込処理手数料の支払いを要します。</p>

「SoftBank Air サービス規約」新旧対照表

改定前 (2024年11月20日付)	改定後 (2025年1月16日付)
第4章 料金等の支払 第10条 (料金等) <p>6. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める事務手数料を加算して料金等を請求いたします。</p>	第4章 料金等の支払 第10条 (料金等) <p>6. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める請求書発行手数料および払込処理手数料を加算して料金等を請求いたします。</p>
第10条の2 (会員以外の者による料金等の支払い) 3. <p>3. 前項の規定により、会員に対して料金等の支払いを請求する場合、料金等の支払いに関する払込票を発行することがあります。この場合において、会員は、別途定める事務手数料の支払いを要します。</p>	第10条の2 (会員以外の者による料金等の支払い) 3. <p>3. 前項の規定により、会員に対して料金等の支払いを請求する場合、料金等の支払いに関する払込票を発行することがあります。この場合において、会員は、別途定める請求書発行手数料および払込処理手数料の支払いを要します。</p>

「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」新旧対照表

改定前 (2024年7月1日付)	改定後 (2025年1月16日付)
<p>第3章 料金等の支払</p> <p>第9条 (料金等)</p> <p>7. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める事務手数料を加算して料金等を請求いたします。</p>	<p>第3章 料金等の支払</p> <p>第9条 (料金等)</p> <p>7. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める請求書発行手数料および払込処理手数料を加算して料金等を請求いたします。</p>

「Yahoo! BB 光 with フレッツ（IPv6 IPoE）サービス規約」新旧対照表

改定前 (2024年7月1日付)	改定後 (2025年1月16日付)
<p>第3章 料金等の支払</p> <p>第9条（料金等）</p> <p>7. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める事務手数料を加算して料金等を請求いたします。</p>	<p>第3章 料金等の支払</p> <p>第9条（料金等）</p> <p>7. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める請求書発行手数料および払込処理手数料を加算して料金等を請求いたします。</p>

「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」新旧対照表

改定前 (2024年7月1日付)	改定後 (2025年1月16日付)
<p>第3章 料金等の支払</p> <p>第9条 (料金等)</p> <p>7. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める事務手数料を加算して料金等を請求いたします。</p>	<p>第3章 料金等の支払</p> <p>第9条 (料金等)</p> <p>7. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める請求書発行手数料および払込処理手数料を加算して料金等を請求いたします。</p>

「Yahoo! BB 光 フレッツコース(IPv6 IPoE) サービス規約」新旧対照表

改定前 (2024年7月1日付)	改定後 (2025年1月16日付)
<p>第3章 料金等の支払</p> <p>第9条 (料金等)</p> <p>7. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める事務手数料を加算して料金等を請求いたします。</p>	<p>第3章 料金等の支払</p> <p>第9条 (料金等)</p> <p>7. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める請求書発行手数料および払込処理手数料を加算して料金等を請求いたします。</p>

「Yahoo! BB 光シティ サービス規約」新旧対照表

改定前 (2024年7月1日付)	改定後 (2025年1月16日付)
<p>第4章 料金等の支払</p> <p>第10条 (料金等の支払)</p> <p>6. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める事務手数料を加算して料金等を請求いたします。</p>	<p>第4章 料金等の支払</p> <p>第10条 (料金等の支払)</p> <p>6. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める請求書発行手数料および払込処理手数料を加算して料金等を請求いたします。</p>

「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」新旧対照表

改定前 (2023年10月2日付)	改定後 (2025年1月16日付)
<p>第3章 料金等の支払</p> <p>第8条 (料金等)</p> <p>6. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める事務手数料を加算して料金等を請求いたします。</p>	<p>第3章 料金等の支払</p> <p>第8条 (料金等)</p> <p>6. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める請求書発行手数料および払込処理手数料を加算して料金等を請求いたします。</p>

「オプションサービス用基本契約利用規約」新旧対照表

改定前 (2024年4月1日付)	改定後 (2025年1月16日付)
<p>第3章 料金等の支払</p> <p>第7条 (利用料金)</p> <p>6. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める事務手数料を加算して料金等を請求いたします。</p>	<p>第3章 料金等の支払</p> <p>第7条 (利用料金)</p> <p>6. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める請求書発行手数料および払込処理手数料を加算して料金等を請求いたします。</p>

「無線利用型 I P 電話サービス契約約款」新旧対照表

改定前 (令和 6 年 12 月 10 日付)	改定後 (令和 7 年 1 月 16 日付)															
<p>別記</p> <p>15 請求書の発行</p> <p>(1) 当社は、無線利用型 I P 電話契約者から支払い方法の登録がなされるまでの間、無線利用型 I P 電話サービスの料金及び工事に関する費用に係る請求書を発行します。</p> <p>(2) (1)のほか、当社は、無線利用型 I P 電話契約者が、この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、請求書を発行します。</p> <p>(3) 無線利用型 I P 電話契約者は、(1)又は(2)に規定する請求書の発行を受けたときは、料金表第 1 表第 4（附帯サービスに関する料金）に規定する請求書発行手数料の支払いを要します。</p>	<p>別記</p> <p>15 請求書の発行</p> <p>(1) 当社は、無線利用型 I P 電話契約者から支払い方法の登録がなされるまでの間、無線利用型 I P 電話サービスの料金及び工事に関する費用に係る請求書を発行します。</p> <p>(2) (1)のほか、当社は、無線利用型 I P 電話契約者が、この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、請求書を発行します。</p> <p>(3) 無線利用型 I P 電話契約者は、(1)又は(2)に規定する請求書の発行を受けたときは、料金表第 1 表第 4（附帯サービスに関する料金）に規定する請求書発行手数料の支払いを要します。</p> <p>(4) 無線利用型 I P 電話契約者は、当社が指定する金融機関等において料金等を支払う際に必要となる書面により料金等を支払うときは、料金表第 1 表第 4 に規定する払込処理手数料の支払いを要します。</p>															
<p>料金表</p> <p>第 1 表 料金</p> <p>第 4 附帯サービスに関する料金</p> <p>1 料金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">種 別</th> <th align="center">单 位</th> <th align="center">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center">請求書発行手数料</td> <td align="center">1 の請求書発行について送付 1 回ごとに</td> <td align="center">300 円 (税込 330 円)</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	单 位	料 金 額	請求書発行手数料	1 の請求書発行について送付 1 回ごとに	300 円 (税込 330 円)	<p>料金表</p> <p>第 1 表 料金</p> <p>第 4 附帯サービスに関する料金</p> <p>1 料金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">種 別</th> <th align="center">单 位</th> <th align="center">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center">請求書発行手数料</td> <td align="center">1 の請求書発行について送付 1 回ごとに</td> <td align="center">230 円 (税込 253 円)</td> </tr> <tr> <td align="center">払込処理手数料</td> <td align="center">1 の払込処理ごとに</td> <td align="center">200 円 (税込 220 円)</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	单 位	料 金 額	請求書発行手数料	1 の請求書発行について送付 1 回ごとに	230 円 (税込 253 円)	払込処理手数料	1 の払込処理ごとに	200 円 (税込 220 円)
種 別	单 位	料 金 額														
請求書発行手数料	1 の請求書発行について送付 1 回ごとに	300 円 (税込 330 円)														
種 別	单 位	料 金 額														
請求書発行手数料	1 の請求書発行について送付 1 回ごとに	230 円 (税込 253 円)														
払込処理手数料	1 の払込処理ごとに	200 円 (税込 220 円)														